



サービス担当者会議での面談の様子。

## ご利用案内

### ・ 営業時間

月曜日から金曜日及び第1、第3、第5土曜日  
日曜祭日及び12月29日～1月3日を除く。  
平日：午前8時30分～午後5時15分  
土曜日：午前8時30分～午後12時30分

### ・ 利用方法

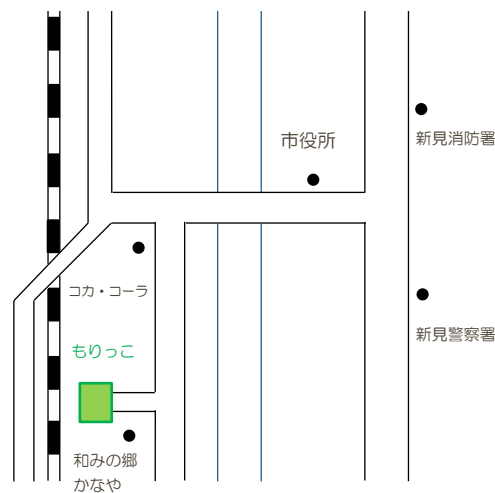
メール又は電話でお気軽にご相談下さい。

電子メール：plan@fukukenmori.com

携帯：080-2925-3825（担当：藤野）

：080-2911-6559（担当：重本）

## 案内図



※新見市地域福祉センターの建物2階です。

○事業所 健康の森学園相談支援事業所

住所：新見市金谷 640-1

電話：0867-72-3053

FAX：0867-72-3054

E-mail：plan@fukukenmori.com

※電話、FAXは『もりっこ』と兼用

○運営本部 社会福祉法人健康の森学園

住所：新見市哲多町大野 2034-5

電話：0867-96-2995

FAX：0867-96-2998

E-mail：office@fukukenmori.com



## 健康の森学園

## 相談支援事業所

・特定相談支援事業

・障害児相談支援事業

## ～相談について～

### どんな相談ができますか？

○お住まいの市町村にはどんな福祉サービスがあり、どのような利用方法があるかをご説明します。

○お子様の発達面や就学前教育のお悩み等、学校生活をおくるうえでの心配ごと等、生活全般についてご相談をお受けします。

○お薬やお風呂、ゴミ捨て等の時間管理や金銭管理に関する日常生活や日中活動（仕事や余暇など）についてご相談をお受けします。

### どんな人が相談できますか？

○障害児、障害者または発達に心配のある児童やご家族が対象になります。障害者手帳の有無は問いません。

### 相談に料金はかかりますか？

○相談は無料です。相談支援サービスに係る費用負担はございません。

### どこで相談できるのですか？

○最初のご相談は、事業所に直接お越しいただいて行うもののほか、メールや電話、ご自宅、最寄りの公共施設等でも相談を行います。日程や相談場所の希望に応じて対応いたしますので申しつけ下さい。

## ～相談支援利用の主な流れ～

### ① 相談受付

新しくサービスを利用したい場合や困ったことがある場合は、相談支援事業所または市町村の障害福祉課に連絡しましょう。サービスを利用する場合は、まず『サービス等利用計画』を作成・提出する必要があります。ご本人・保護者の方が自分で作成することも可能（セルフプラン）ですが、相談支援事業所の相談支援専門員が依頼を受けるので、市町村にある事業所を選択しましょう。

### ② 相談事業所との契約

『サービス等利用計画』の作成を依頼した事業所から説明を受け、相談支援事業所との利用契約を結びます。相談支援専門員が自宅等を訪問して、ご本人やご家族の希望やこれからの暮らしなどについて直接お話をうかがい、まず『サービス等利用計画（案）』を作成し、市町村に提出します。支給決定に必要な認定調査や区分認定が市町村によって実施されますので、支給申請書など必要な書類を提出してください。

### ③ 受給者証の受け取り

市町村は『サービス等利用計画（案）』にもとづいて、利用できる福祉サービスの内容や量を決定し、受給者証を発行しますので大切に保管してください。

### ④ サービス担当者会議への参加

相談支援専門員が、受給者証や『サービス等利用計画（案）』にもとづいて、利用できる福祉サービス事業所や暮らしを応援してくれる人たちを集めて会議を開くので、ご本人やご家族の希望も話してください（会議は必要に応じて数回開催されることもあります）。

### ⑤ サービス利用事業所との契約

サービス担当者会議での内容を受け、相談支援専門員が『サービス等利用計画』を作成します。その後、本人やご家族が利用する事業所と契約をし、サービスの利用がはじまります。

### ⑥ サービス利用開始とモニタリング

『サービス等利用計画』と受給者証にもとづいて、相談支援専門員が定期的にサービスの利用状況や本人の生活環境について面談し把握（モニタリング）いたします。サービスの変更を希望される場合はご相談ください。

※「相談支援利用の主な流れ」は一例です。さまざまな状況により変更がありますが、相談員が責任を持ってサポートいたします。

